

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

※次ページ参照

障害児の 場合	授業終了後に 行う場合	中重度多数※ (区分1の1)	定員10人以下	656 単位	新設 新設 新設 新設 新設 新設 新設 新設 新設 新設
			定員11人以上20人以下	440 単位	
			定員21人以上	331 単位	
		中重度多数で※ 短時間利用 (区分1の2)	定員10人以下	645 単位	
			定員11人以上20人以下	431 単位	
			定員21人以上	324 単位	
	中重度少数※ (区分2の1)	定員10人以下	609 単位		
		定員11人以上20人以下	405 単位		
		定員21人以上	304 単位		
		中重度少数で※ 短時間利用 (区分2の2)	定員10人以下	596 単位	
	定員11人以上20人以下	396 単位			
	定員21人以上	297 単位			
休業日に 行う場合	中重度多数※ (区分1)	定員10人以下	787 単位		
		定員11人以上20人以下	529 単位		
		定員21人以上	410 単位		
	中重度少数※ (区分2)	定員10人以下	726 単位		
	定員11人以上20人以下	483 単位			
	定員21人以上	374 単位			
重症心身 障害児の 場合	授業終了後に 行う場合	定員5人	1744 単位		
		定員6人	1458 単位		
		定員7人	1255 単位		
		定員8人	1101 単位		
		定員9人	982 単位		
		定員10人	887 単位		
		定員11人以上	681 単位		
		休業日に 行う場合	定員5人	2024 単位	
	定員6人		1694 単位		
	定員7人		1457 単位		
	定員8人		1280 単位		
	定員9人		1142 単位		
	定員10人		1032 単位		
		定員11人以上	804 単位		

かんたん請求ソフト

旧単価

() の数字は児童発達管理責任者専任加算を加えた数字

障害児の 場合	授業終了後に 行う場合	定員10人以下	473 (678) 単位	
		定員11人以上20人以下	355 (457) 単位	
		定員21人以上	276 (344) 単位	
		休業日に 行う場合	定員10人以下	611 (816) 単位
			定員11人以上20人以下	447 (549) 単位
			定員21人以上	359 (427) 単位
	重症心身 障害児の 場合	授業終了後に 行う場合	定員5人	1329 (1739) 単位
			定員6人	1112 (1454) 単位
			定員7人	958 (1251) 単位
			定員8人	842 (1098) 単位
定員9人			751 (979) 単位	
定員10人			679 (884) 単位	
定員11人以上			577 (679) 単位	
休業日に 行う場合		定員5人	1608 (2018) 単位	
	定員6人	1347 (1689) 単位		
	定員7人	1160 (1453) 単位		
	定員8人	1020 (1276) 単位		
	定員9人	911 (1139) 単位		
	定員10人	824 (1029) 単位		
	定員11人以上	699 (801) 単位		

1/1

平成30年2月11日

※中重度多数とは、次の障害児が全体の50%以上いる場合

○食事、排せつ、入浴および移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

○別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週1回以上
そううつ状態	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

児童指導員等配置加算		
障害児に授業終了後に行う場合		
定員10人以下	9 単位	
定員11人以上20人以下	6 単位	
定員21人以上	4 単位	
障害児に休日に行う場合		
定員10人以下	12 単位	
定員11人以上20人以下	8 単位	
定員21人以上	6 単位	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
児童発達支援管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	新設
5月以上連続して減算の場合	50 %	新設
通所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
開所時間減算		
4時間未満	70 %	
4時間以上6時間未満	85 %	
自己評価結果等未公表減算	85 %	新設
身体拘束廃止未実施減算	5 単位	新設

旧単価

児童指導員等配置加算		
障害児に授業終了後に行う場合		
定員10人以下	9 単位	
定員11人以上20人以下	6 単位	
定員21人以上	4 単位	
障害児に休日に行う場合		
定員10人以下	12 単位	
定員11人以上20人以下	8 単位	
定員21人以上	6 単位	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算	70 %	
通所支援計画未作成減算		
	95 %	
開所時間減算		
4時間未満	70 %	
4時間以上6時間未満	85 %	

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

廃止（本体報酬に組み込み）

旧単価

児童発達支援管理責任者専任加算

障害児に授業終了後に行う場合

定員10人以下 205 単位

定員11人以上20人以下 102 単位

定員21人以上 68 単位

障害児に休業日に行う場合

定員10人以下 205 単位

定員11人以上20人以下 102 単位

定員21人以上 68 単位

重症心身障害児に授業終了後に行う場合

定員5人 410 単位

定員6人 342 単位

定員7人 293 単位

定員8人 256 単位

定員9人 228 単位

定員10人 205 単位

定員11人以上 102 単位

重症心身障害児に休業日に行う場合

定員5人 410 単位

定員6人 342 単位

定員7人 293 単位

定員8人 256 単位

定員9人 228 単位

定員10人 205 単位

定員11人以上 102 単位

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

児童指導員等加配加算（1）

障害児に行う場合

理学療法士等を配置する場合

定員10人以下	209 単位	新設
定員11人以上20人以下	139 単位	新設
定員21人以上	84 単位	新設

児童指導員等を配置する場合

定員10人以下	155 単位
定員11人以上20人以下	103 単位
定員21人以上	62 単位

その他の従業員を配置する場合

定員10人以下	91 単位
定員11人以上20人以下	61 単位
定員21人以上	36 単位

重症心身障害児に行う場合

理学療法士等を配置する場合

定員5人	418 単位	新設
定員6人	348 単位	新設
定員7人	299 単位	新設
定員8人	261 単位	新設
定員9人	232 単位	新設
定員10人	209 単位	新設
定員11人以上	139 単位	新設

児童指導員等を配置する場合

定員5人	309 単位	新設
定員6人	258 単位	新設
定員7人	221 単位	新設
定員8人	193 単位	新設

旧単価

指導員加配加算

障害児に行う場合

児童指導員等を配置する場合

定員10人以下	195 単位
定員11人以上20人以下	130 単位
定員21人以上	78 単位

その他の従業員を配置する場合

定員10人以下	183 単位
定員11人以上20人以下	122 単位
定員21人以上	73 単位

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

旧単価

定員9人	172 単位	新設
定員10人	155 単位	新設
定員11人以上	103 単位	新設
その他の従業員を配置する場合		
定員5人	182 単位	新設
定員6人	152 単位	新設
定員7人	130 単位	新設
定員8人	114 単位	新設
定員9人	101 単位	新設
定員10人	91 単位	新設
定員11人以上	61 単位	新設

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

旧単価

児童指導員等加配加算（Ⅱ）		
障害児に行う場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員10人以下	209 単位	新設
定員11人以上20人以下	139 単位	新設
定員21人以上	84 単位	新設
児童指導員等を配置する場合		
定員10人以下	155 単位	新設
定員11人以上20人以下	103 単位	新設
定員21人以上	62 単位	新設
その他の従業員を配置する場合		
定員10人以下	91 単位	新設
定員11人以上20人以下	61 単位	新設
定員21人以上	36 単位	新設
看護職員加配加算（Ⅰ）		
障害児に行う場合		
定員10人以下	200 単位	新設
定員11人以上20人以下	133 単位	新設
定員21人以上	80 単位	新設
重症心身障害児の場合		
定員5人	400 単位	新設
定員6人	333 単位	新設
定員7人	286 単位	新設
定員8人	250 単位	新設
定員9人	222 単位	新設
定員10人	200 単位	新設
定員11人以上	133 単位	新設

--

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

旧単価

看護職員加配加算(II)		
障害児に行う場合		
定員10人以下	400 単位	新設
定員11人以上20人以下	266 単位	新設
定員21人以上	160 単位	新設
重症心身障害児の場合		
定員5人	800 単位	新設
定員6人	666 単位	新設
定員7人	572 単位	新設
定員8人	500 単位	新設
定員9人	444 単位	新設
定員10人	400 単位	新設
定員11人以上	266 単位	新設
看護職員加配加算(III)		
障害児に行う場合		
定員10人以下	600 単位	新設
定員11人以上20人以下	399 単位	新設
定員21人以上	240 単位	新設

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

家庭連携加算（月2回を限度）		
1時間未満	187 単位	
1時間以上	280 単位	
事業所内相談支援加算	35 単位	
訪問支援特別加算（月2回を限度）		
1時間未満	187 単位	
1時間以上	280 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位	
欠席時対応加算（月4回を限度）	94 単位	
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		新設
特別支援加算	54 単位	
強度高度障害児支援加算	155 単位	新設
医療連携体制加算(Ⅰ)	500 単位	
医療連携体制加算(Ⅱ)	250 単位	
医療連携体制加算(Ⅲ)	500 単位	
医療連携体制加算(Ⅳ)	100 単位	
医療連携体制加算(Ⅴ)	1000 単位	新設
医療連携体制加算(Ⅵ)	500 単位	新設

旧単価

家庭連携加算（月2回を限度）		
1時間未満	187 単位	
1時間以上	280 単位	
事業所内相談支援加算	35 単位	
訪問支援特別加算（月2回を限度）		
1時間未満	187 単位	
1時間以上	280 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位	
欠席時対応加算（月4回を限度）	94 単位	
特別支援加算	25 単位	
医療連携体制加算(Ⅰ)	500 単位	
医療連携体制加算(Ⅱ)	250 単位	
医療連携体制加算(Ⅲ)	500 単位	
医療連携体制加算(Ⅳ)	100 単位	

放課後等デイサービス

平成30年度報酬単価

送迎加算		
障害児の場合	片道につき54 単位	
※一定の条件を満たす場合	+37 単位	新設
※同一敷地内	70 %	新設
重症心身障害児の場合	片道につき37 単位	
※同一敷地内	70 %	新設
延長支援加算		
障害児の場合		
1時間未満	61 単位	
1時間以上2時間未満	92 単位	
2時間以上	123 単位	
重症心身障害児の場合		
1時間未満	128 単位	
1時間以上2時間未満	192 単位	
2時間以上	256 単位	
関係機関連携加算 (I)	200 単位	
関係機関連携加算 (II)	200 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(I)	8.1 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(II)	5.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	3.3 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	(III)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(V)	(III)の80%	
※(IV)と(V)は将来的に廃止		新設
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %	

旧単価

送迎加算		
障害児の場合	片道につき54 単位	
重症心身障害児の場合	片道につき37 単位	
延長支援加算		
障害児の場合		
1時間未満	61 単位	
1時間以上2時間未満	92 単位	
2時間以上	123 単位	
重症心身障害児の場合		
1時間未満	128 単位	
1時間以上2時間未満	192 単位	
2時間以上	256 単位	
関係機関連携加算 (I)	200 単位	
関係機関連携加算 (II)	200 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(I)	8.1 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(II)	5.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(III)	3.3 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	(III)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(V)	(III)の80%	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %	